

当初 変更

入札（見積）執行調書  
入札（契約）結果書 (随意契約)

年災		事項		契約	令和4年3月28日
工事番号	21-41311-0079	工事名	設計業務委託（単災調査）	着工	令和4年3月28日
入札執行年月日	令和4年3月28日	発注種別	22 土木設計	完成	令和4年3月31日
審議番号	公所	000000	本庁		100.00%
路線・河川名	保原桑折線			予定価格	3,638,800
工事箇所	伊達市伏黒地内			最低制限価格	
	至 大正橋			調査基準価格	
工事概要	橋梁補修設計 N=1橋				

業者コード 業者名	落札者の住所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
300006469 大日本コンサルタント（株） 福島事務所	郡山市 虎丸町21-10		
	(1) 3,308,000	(2)	3,638,800
(3)	(4)		
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。  
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

## 随意契約理由書

### 1 工事概要

- (1) 工事番号 21-41311-0079
- (2) 工事名 設計業務委託（単災調査）
- (3) 路・河川名 保原桑折線
- (4) 工事箇所 伊達市伏黒地内（大正橋）

### 2 随意契約の理由

当該箇所は、令和4年3月16日の地震により橋梁が被災し、応急復旧により交通を供用しているところであり、緊急に現地を確認し対策工法の検討等を行う必要があるため随意契約とするものである。

委託者の選定にあたっては、迅速に対応する必要があるため、一般社団法人 建設コンサルタンツ協会東北支部との大規模災害時における緊急点検の応援に関する協定に基づき緊急調査を実施した業者と単独随意契約とするものである。

### 3 地方自治法施行令等の該当条項

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」

福島県財務規則施行通達第269条関係 1-(2)

「契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴することが不適當であるとき」

### 4 見積書を徴する相手方

大日本コンサルタント株式会社福島事務所 所長 小椋幹一